

立川市公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱い

立川市（以下「市」という。）は、市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負事業者（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の道を開くため、受注者が株式会社きらぼし銀行の公共工事代金債権信託を利用する場合において、立川市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づき工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾することとし、承諾に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

（対象工事）

第1条 債権譲渡の対象となる工事は、以下の全てに該当する工事とする。

（1）契約金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により契約金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の契約金額が1,000万円以上であること。

（2）工事の進捗状況が、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）第36条の規定に基づく前金払（以下「前金払」という。）相当割合を、前金払の支払の有無を問わず概ね超えていること。また、同規則第36条の2の規定に基づく中間前金払（以下「中間前金払」という。）又は第37条の規定に基づく部分払（以下「部分払」という。）がなされている場合は、工事の進捗状況が、前記前金払相当割合に中間前金払又は部分払相当割合を加えた割合（以下「前金払等相当割合」という。）を概ね超えていること。

（3）次の事項のいずれにも該当していないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約約款第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合

ウ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

（債権譲渡の範囲）

第2条 譲渡の対象となる工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第30条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に対応する工事請負代金から、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に対応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該請負契約に変更が生じ、契約金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

(受注者の条件)

第3条 債権譲渡の承諾を申請する受注者が満たすべき条件は以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画がある場合

(2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

(3) 債権譲渡の承諾申請日前2年間以内に、市が発注した工事における工事成績不良により立川市工事成績評定結果の活用基準第6条第2項に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(債権譲受人)

第4条 市が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

(債権譲渡の承諾に係る事務分掌)

第5条 債権譲渡の承諾に係る事務は、財務部契約課（以下「契約課」という。）が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 公共工事代金債権信託を利用しようとする受注者は、債権譲受人との間に、市の債権譲渡の承諾を停止条件とする公共工事代金債権信託契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人である受注者（以下「債権譲渡人」という。）と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。書類の提出に際しては、契約課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。ただし、共同して持参で

きない場合は、委任状（第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
- (2) 締結済の公共工事代金債権信託契約書の写し 1通
- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3か月以内の原本）各1通
- (4) 工事履行報告書（第3号様式） 1通
- (5) 当該請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通
- (6) 債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、下請負人に対する支払計画書（第4号様式） 1通
- (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※ 約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

3 前項第2号については、提出時に原本を提示するものとする。

4 申請書類の提出期限は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 債権譲渡は、債権譲渡人が第3条に定める条件を満たすとともに前条第2項に定める申請書類について、次の各号に定める事項が確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 申請に係る工事が第1条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡承諾依頼書が次の事項のすべてを満たすこと。
 - ア 同じものが3通提出されていること。
 - イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事件名、契約番号、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称、及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書に押印したものと一致していること。
なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認できること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。
 - カ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ 建設共同企業体（以下「JV」という。）案件の場合は、JVの名称、JVの代

表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること。また、JVの代表者の使用した印は、工事請負契約書に押印したものと同一であること。なお、この場合において、JVの構成員の押印は不要とする。

- (3) 公共工事代金債権信託契約書が次の事項のすべてを満たすこと。
- ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号または名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。
 - ウ 譲渡対象債権の表現が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - エ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること。また、押印した印がJV協定書に押印したものと同一であること
- (4) 発行日から3か月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。
- (5) 当該工事について既に前金払、中間前金払又は部分払がなされている場合は、工事履行報告書により、当該工事の進捗状況が支払済の前金払等相当割合を概ね超えていることを確認できること。
- (6) 債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、下請負人に対する支払計画書において、下請企業として中小企業者が存在し、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があること。
- (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出され、次のことが確認できること。
- ア 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであること（役務保証特約付ではない。）。
 - イ 市に提出済の保険又は保証証券等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (8) 当該工事請負代金債権が、株式会社きらぼし銀行以外の者（以下「第三者」という。）に譲渡された場合の通知が契約課に到達していないこと。

(債権譲渡の承諾)

第8条 債権譲渡の承諾は、第6条第2項に定める申請書類の提出を受けた後、第7条各号に定める事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（第5号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

なお、受付から承諾までの間に、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡された事実について契約課が把握した場合には、速やかに承諾手を中止し、第9条の不承諾手続を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第6条第2項に定める申請書類の提出に不備がある場合、又は、第7条各号に定める事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、速やかに、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第6号様式)を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付する。

3 前条第2項の規定は、債権譲渡の不承諾の場合に準用する。

(出来高の確認)

第10条 公共工事代金債権信託契約に基づく工事の出来高確認は、債権譲受人が行うものとする。

2 前項の出来高確認のため工事現場への立入り等が必要である場合は、債権譲受人は、事前に工事出来高確認協力申出書(第7号様式)を契約課に提出するものとする。

3 契約課は、前項の工事出来高確認協力申出書を受理したときは、当該申出書に記載された債権譲渡について、譲渡承諾日から現在まで他に債権者がいない場合に限り、速やかに工事担当課に送付し、工事担当課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。

4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第11条 債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該請負契約の契約金額が変更され、工事請負代金債権の額が変更となった場合は、債権譲渡人は債権譲受人に、工事請負変更契約書の写しを提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書(契約変更用)(第8号様式)を作成し、契約課に提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産又はその他の理由により当該請負契約が解除された場合は、市は第2条第1項ただし書きにより算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事請負代金債権計算書(契約解除用)(第9号様式)を作成し、契約課に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事請負代金債権計算書(契約解除用)の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印により作成することができるものとする。

(工事請負代金等の請求)

第13条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、工事請負代金又は部分払金(以下「工事請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は工事請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した工事請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書とともに市が指定する口座振替依頼書を提出するものとする。

(情報提供)

第14条 債権譲受人は、当該工事代金債権に係る契約等の情報が必要である場合は、情報提供についての申出書（第10号様式）を契約課に提出するものとする。なお、情報提供についての申出書の同意欄に、債権譲渡人（受注者）の同意がないものは、無効とする。

2 契約課は、前項により申出書を受理したときは、情報提供についての回答書（第11号様式）を債権譲受人に交付する。

(競争入札等における留意事項)

第15条 市は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札等において不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この取扱いは、令和5年1月1日から施行する。